

障害者控除対象者認定書の発行について

～平成25年分申告用 所得税や住民税の障害者控除～
 介護保険制度による要介護の認定を受けている方、または要介護認定を受けている方と同程度の障害状態にある方に対し、町が基準に基づく対象者と認められた場合、「障害者控除対象者認定書」を発行します。
 所得の申告にあたり、この認定書を提示することで、「障害者控除」を受け対象とすることができます。

《条件》

介護保険制度の「要介護1～5」の認定を受けている方、または要介護認定を受けている方と同程度の障害状態にある方であり、かつ次のいずれかの条件に該当する方。

- 条件1 平成25年中の収入が、所得税や住民税の課税が見込まれる65歳以上の方。
- 条件2 平成25年中の収入が、所得税や住民税の課税が見込まれる親族に扶養されている65歳以上の方。

※要介護認定を受けている方と同程度の障害状態を理由に申請する方については、面接調査を受けていただく必要があります。

《申請について》

- ①申請者 控除対象者（本人）または親族
- ②受付期間 平成25年12月2日～平成26年1月31日
（面接調査が必要な方は、平成25年12月25日まで）
- ③窓 口 社会福祉課（1階3番窓口）
- ④持参するもの 控除対象者の印鑑（親族申請は、親族者印も必要）
介護保険被保険者証
- ⑤手数料 無料
- ⑥交付 後日郵送（平成26年1月以降送付予定）

【問合せ先】

社会福祉課 ☎（240）7112

被災住宅復興支援事業

（利子補給）受付中

茨城町では、東日本大震災により自ら居住していた住宅が被害を受け、被災した住宅を補修したり新規に住宅を購入したりする方を対象に、必要な資金の借入れにかかる利子の一部を補助いたします。なお、すでに融資を受けて工事を実施している場合でも対象となります。

【対象者】（次のすべてに該当する被災者となります）

- ① 大規模半壊、半壊または一部損壊のり災証明書を受けた住宅等を自己又は親族が所有する方で、震災発生時に自己又は親族がその被災住宅に居住していた方（店舗倉庫、物置、塀などは対象外となります）。
- ② 町内の被災住宅の補修又は被災住宅に代わる住宅の建設若しくは購入を町内で行う方。
- ③ 住宅復興資金について、平成23年3月11日以降に金融機関で融資を受けた方。
- ④ 申請者、被災者及びその世帯員に係る税金等（各種使用料及び各種貸付金の返済並びにその他町に対する債務を含む）を滞納していない方。
- ⑤ 当該被災住宅を取り壊し、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給を受けていない方。

【申請期間】

平成26年3月31日（月）まで

【申請場所】 茨城町都市建設部都市建設課（1階11番窓口）

【申請に必要なもの】

- ①印鑑 ②被災した住宅の居住者の住民票謄本（省略できる場合があります） ③申請者と被災した住宅の所有者及び居住者の親族関係がわかる書類（省略できる場合があります） ④契約書（利子利率が明記されたもの）の写し ⑤償還表（返済予定表）の写し ⑥工事請負契約書の写し、売買契約書の写し又は見積書の写し ⑦り災証明書（原本） ⑧申請者、被災者及びその世帯員の納税証明書又はそれに代わる書類 ⑨振込先の通帳 ⑩その他町長が必要と認める書類

【交付期間】 借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内

※ただし、無利子期間又は利子支払い猶予期間がある場合は、それを含めて5年以内

【利子補給金額および支払い】

- 1. 融資残高（上限640万円）の1%にあたる金額を交付します（1円未満切り捨て）。
- 2. 支払いは毎年3月末（年1回）の予定です。

【関係書類】 町都市建設課ホームページ及び窓口にて配布しておりますのでご利用ください。

【問合せ先】 都市建設課都市計画グループ ☎（240）7115

合併処理浄化槽設置補助金の希望者を追加募集いたします！

町では、し尿と生活雑排水を一括に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。
 今回、平成25年度の合併処理浄化槽設置補助金について追加募集を行います。

◎募集基数と補助金の額（1基あたり）

- 合計4基（内訳：5人槽4基）
- 5人槽：664,000円/基
- （注）延床面積が140㎡（約42.35坪）以下の場合5人槽
- 140㎡を超える場合は7人槽

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合、撤去費用の一部（限度額90,000円/基）を補助します。

◎受付期間

- 平成25年11月14日（木）～12月6日（金）午前8時30分～午後5時15分（閉庁日を除く）
- ◎申込みできる方

公共下水道区域及び農業集落排水

※応募者多数の場合は、抽選となりますので、補助を受けられない場合もあります。あらかじめご了承ください。

事業実施区域を除く区域において、平成26年3月14日まで設置補助事業が完了できる方。

ただし次の①～④いずれかに該当する場合は補助対象となりません。

- ①販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
- ②住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
- ③町税を滞納している方
- ④個人住宅を新築または、増改築する場合

◎申込み方法

印鑑をご持参のうえ、下水道課窓口（9番）へ直接お申し込みください。また、申し込みの際に、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積をうかがいますので、あらかじめお調べください。

【問合せ先】

下水道課公共下水道グループ ☎（240）7127

支える手 寄り添う心 あなたから

『11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です』

犯罪被害者週間は、犯罪被害者等が置かれている状況や、名誉・生活の平穏への配慮の重要性について、国民の理解を深めるための啓発事業を集中的に実施する週間です。

犯罪被害に遭われた方やその家族は
 様々な問題を抱えています。

犯罪被害に遭われた方やその家族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、精神的ショックによる心身の不調や医療費・弁護士費用等の経済的負担など様々な困難に直面します。

内閣府では、「犯罪被害者週間」を実施し、国民一人ひとりが犯罪被害者支援に対する理解を深められるよう、犯罪被害に遭われた方による講演などを行う「国民のつどい」などの各種啓発事業を集中的に行います。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
 「ギュっとちゃん」

【問合せ先】 内閣府 犯罪被害者等施策推進室 ☎03-3581-1162